令和８年（フ）第１６８号
埼玉県春日部市大畑199番地２　スプリング・ガーデン202号室
破産者　有馬　慎二
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
埼玉県八潮市八潮五丁目３番地１　ディライト103
破産者　太田　早織
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
埼玉県春日部市栄町１丁目378番地１　ジュネスハイムⅡ103
破産者　福田　　拡
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１１号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目15番11号
破産者　貫井　絢太
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
埼玉県越谷市蒲生３丁目５番40号　レクセルプラッツァ蒲生406
破産者　栗田　　凱
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３３９号
埼玉県春日部市緑町３丁目５番18号　フォレスタ301
破産者　廣野　正之
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
長野市稲田２丁目15番10―104号　レオパレスすずらん
破産者　丸山　茂樹
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８５号
静岡県伊豆の国市長岡1205番地の１　グランベール弐番館　202号、開始決定時の住所静岡県伊豆の国市御門80番地の25
破産者　山本　佳央
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３９１９号
大阪府南河内郡河南町一須賀125―１　ルネ202、開始決定時の住所大阪府富田林市高辺台２丁目32番17号
破産者　左古　康二
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５６３６号
大阪府門真市舟田町８番５号
破産者　坂田　　聖
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９８２号
大阪市港区磯路２丁目４番６号　山田マンション　403号
破産者　ゴンダル千穂（旧姓伊賀）
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１１９号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26番13号　ジュネス田村　407
破産者　中江　裕一
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５２９号
大阪市港区波除５丁目４番20―407号
破産者　平山　湧登
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７号
和歌山市北島466番地１　ＭＳ北島１階103号室　（前住所）和歌山市延時25番地　サーパス延時705号室
破産者　宮芝てる代
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６１号
和歌山市湊３丁目６番８号　エクセルＹＯＵ201
破産者　横崎　　功
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７２号
和歌山市黒田299番地12　上野貞子様方
破産者　高川　郁代
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８１号
和歌山市黒田267番地11　垣本ハイツⅣ103、開始決定時の住所和歌山市北新金屋丁75番地シティアーク北新302、開始決定時の前住所和歌山市新通５丁目49番地１　フジパレス新通103
破産者　ヴィラこと　塩﨑　員弓
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４３９号
福岡市博多区博多駅南６丁目８番30―714号トピレック博多
破産者　原口喜久恵
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４６０号
福岡県糸島市波多江駅北四丁目11番35―608号
破産者　津田　　洋
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部